

第 10 消防用設備等の設置

1 消火器具

- (1) 省令第 6 条第 4 項及び第 5 項に規定する「第 1 項の防火対象物又はその部分」とは、政令第 10 条第 1 項各号に掲げる防火対象物をいう。

なお、政令第 10 条第 1 項に規定されない防火対象物においても、火災予防上省令第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用し設置指導する◆。
- (2) 能力単位の算出については、階の床面積ではなく延べ面積で算出する（政令第 10 条第 1 項第 5 号の規定によるものを除く。）。
- (3) 政令第 10 条第 1 項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器具が省令第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定に基づき設置される消火器具と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び歩行距離を満たす場合にあっては、重複設置は要しないものであること。
- (4) 省令第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく能力単位の算出については、当該設置場所（屋上を含む。）の床面積によるが、当該設置室が専用の室であるときは当該設置室の床面積により、当該設置室が他の用途と共用する室又は屋上であるときは、対象設備等の周囲 1 メートルを含む範囲の床面積により算出する。（屋上にあっては◆）
- (5) 少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う政令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物については、建築物に限定されず、屋外の工作物（少量危険物を貯蔵する屋外タンク等）にも設置義務が生じるものであること。
- (6) 静岡市火災予防条例（平成 15 年静岡市条例第 286 号）第 63 条に規定する届出を必要とする屋外又は屋上に設ける火気設備等に対しては、消火器の設置を指導する。◆
- (7) 設置箇所は、視認性が良く容易に持ち出すことができる箇所とし、出入口付近に設置すること。◆
- (8) 省令第 9 条第 4 号に規定する標識は、「消防用設備等の標識類の様式について（昭和 44 年 10 月 20 日付け消防予第 238 号）」によるものとし、色の反転等は認めないこと。

なお、他の消防用設備等についても同様とする。◆
- (9) メゾネット型住戸が存する共同住宅については、住戸の各部分から歩行距離 20 メートル以下となるように消火器具を設置する場合にあっては、政令第 32 条を適用し、階ごとに設置しないことができるものであること。

2 屋内消火栓設備

- (1) 政令第 32 条の適用については、政令第 32 条の趣旨及び目的を考慮し「消防法施行令第 32 条の特例基準等について（昭和 38 年 9 月 30 日付け自消丙予発第 59 号）」により運用すること。

なお、防火対象物の一部に特例適用不能の部分が存する場合であっても、出火危険、延焼拡大危険が少なく、かつ、その部分が消防用設備等の設置基準面積のおおむね 2 分の 1 以下であれば、特殊な場合を除き当該部分についても特例適用することができる。
- (2) 政令第 11 条第 2 項に規定する壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根）の室内に面する部分の仕上げについては、ユニットバス、塗装の仕上げを含むものであること。
- (3) 屋内消火栓の水平距離により包含する範囲である「その階の各部分」については、原則

として床面積の発生する部分（柱、壁内部に隠蔽された部分等（出入口がないものに限る（点検口を除く。））を除く。）とすること。

なお、スプリンクラー設備に設ける補助散水栓についても同様とする。

- （４）放水用設備は、視認性及び操作性の良い場所で出入口付近に設置すること。◆
- （５）放水用設備は、簡易操作型のものを設置すること。既設が１号消火栓の場合は、易操作性１号消火栓又は広範囲型２号消火栓の設置を指導する。◆
- （６）配管内には、速やかな放水及び配管内の腐食防止等のため常時充水しておくこと。◆
- （７）配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、１号消火栓に設けるものにあつては有効水量 0.5 立方メートル以上、２号消火栓に設けるものにあつては有効水量 0.3 立方メートル以上とすること。ただし、呼び径 25A 以上の配管により自動的に給水する装置を設けた場合は、0.2 立方メートル以上とすることができる。◆
- （８）補助用高架水槽は、省令第 12 条第 1 項第 7 号イ（ロ）の規定によるほか、原則として高架水槽の材質は、鋼板又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。ただし、次の全てに適合する場合には、ガラス繊維強化ポリエステル製等（FRP 製等）のものとする事ができる。◆

ア 建築物相互の外壁間の中心線から水平距離 5 メートル以上の部分に設置

イ 可燃物及び火気設備等のない部分に設置

ウ 補助用高架水槽の構造は、地震による震動等に耐えるもの

- （９）政令第 11 条第 3 項第 1 号ロ並びに第 2 号イ（２）及びロ（２）に規定する「有効に放水することができる」とは、防火対象物の各部分に放水が届くことをいうものであり、消防用ホースの長さに加え、放水距離も含めて放水が届くかどうか考慮する必要があるものであること。

なお、放水距離については、１号消火栓、易操作性１号消火栓及び広範囲型２号消火栓にあつては 7 メートル、２号消火栓にあつては 10 メートルとすること。

3 スプリンクラー設備

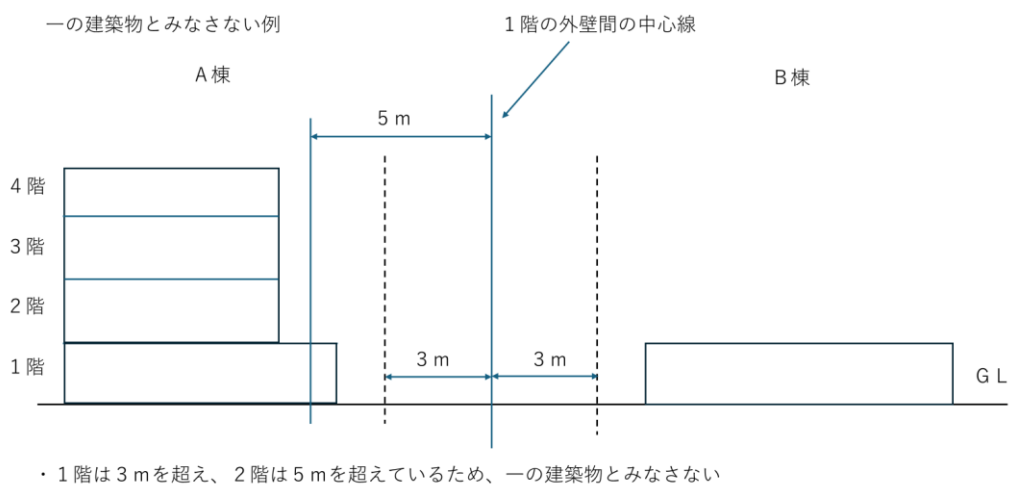
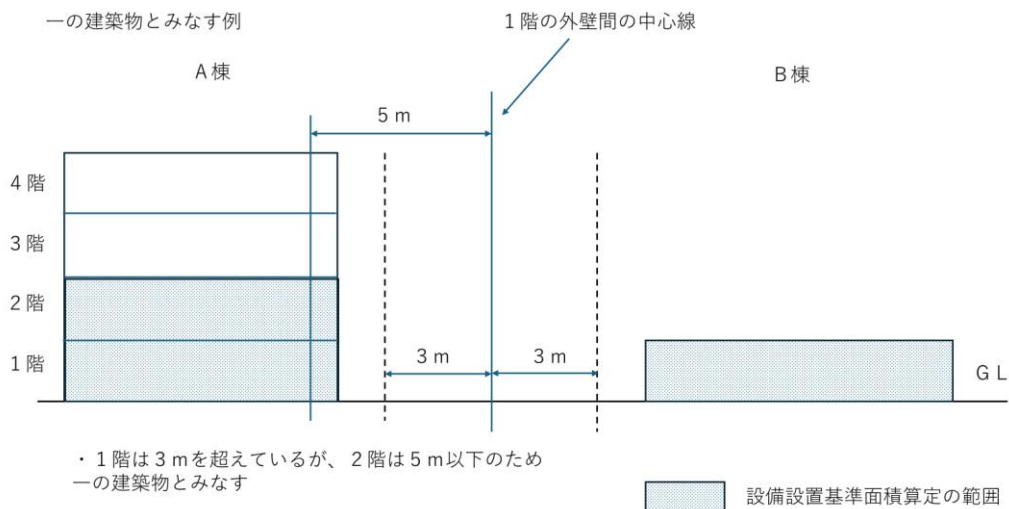
- （１）特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置基準については、次により運用する。
 - ア 「小規模社会福祉施設に対するスプリンクラー設備の政令第 32 条特例の適用範囲について（平成 21 年 6 月 22 日付け 21 静消消査第 12 号）」
 - イ 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について（平成 26 年 4 月 23 日付け 26 静水水給第 216 号）」
 - ウ 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置基準の運用について（平成 28 年 3 月 22 日付け 27 静消消査第 2822 号）」
- （２）厨房等の油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋には、危険防止のためスプリンクラーヘッドを設置しないよう指導する。この場合において、散水障害が生じるときは、政令第 32 条を適用しフード等用簡易自動消火装置を設置すること。◆
- （３）小区画型ヘッドについては、ヘッド相互間の距離が 3 メートルを超えるように設置し、3 メートル以下となる場合にあっては、被水防止措置を講じること。◆
- （４）放水型スプリンクラーヘッドを設置する場合における現地操作部については、放水区域を見通すことができ、かつ、容易に接近できる場所に設置すること。◆

- (5) 政令第12条第2項第7号に規定する「消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置」とは、道路に面し、かつ、おおむね5メートル以内に消防ポンプ自動車容易に接近できる位置をいうものであること。
- (6) 配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、有効水量1立方メートル以上とすること。ただし、呼び径25A以上の配管により自動的に給水する装置を設けた場合は、0.5立方メートル以上とすることができる。◆
- (7) 補助用高架水槽については、2(8)を準用する。◆
- (8) 省令第13条の6第4項第6号ロに規定する「有効に放水することができる」とは、2(9)と同様であり、放水距離については、10メートルとすること。

4 屋外消火栓設備

- (1) 政令第19条第2項中「一の建築物とみなす」検討については、2階についても当該建築物相互の1階の外壁間の中心線を基準に行うこと。

例



- (2) 屋外消火栓の「水平距離 40 メートル以下」とする建築物の各部分とは、建築物の外壁面（おおむね地盤面から 1 メートルの高さ）の部分を目指すものであること。
- (3) 政令第 19 条第 3 項第 2 号に規定する「有効に放水することができる」とは、防火対象物の外壁面に放水が届くことをいうものであり、消防用ホースの長さに加え、放水距離も含めて放水が届くかどうか考慮する必要があるものであること。
なお、放水距離については、10 メートルとすること。
- (4) 政令第 11 条第 4 項の規定により、屋内消火栓設備の代替として屋外消火栓設備を設置する場合の有効範囲については、屋外消火栓のホース接続口から水平距離 40 メートル以下となる範囲で、かつ、当該範囲に容易にホースが延長でき、有効に消火できる場合に限るものであること。
- (5) 屋外消火栓は、建築物の出入口からおおむね 5 メートル以内に設置すること。◆
- (6) 配管内には、速やかな放水及び配管内の腐食防止等のため常時充水しておくこと。◆
- (7) 配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、有効水量 0.5 立方メートル以上とすること。◆
- (8) 補助用高架水槽については、2（8）を準用する。◆

5 動力消防ポンプ設備

動力消防ポンプ設備の設置指導については次のとおりとする。

- (1) 屋内消火栓設備設置対象物
 - ア 屋内消火栓設備の設置を指導する。
 - イ パッケージ型消火設備の代替設置を指導する。
 - ウ 屋外消火栓設備の代替設置を指導する。
 - エ 既存防火対象物、増築、改築等の建築物にあつては、16（3）により指導する。
 - オ 動力消防ポンプ設備の代替設置を指導する。
- (2) 屋外消火栓設備設置対象物
 - ア 屋外消火栓設備の設置を指導する。
 - イ 動力消防ポンプ設備の代替設置を指導する。

6 自動火災報知設備

- (1) 自動火災報知設備の設置について

政令第 32 条の適用については、政令第 32 条の趣旨及び目的を考慮し「消防法施行令第 32 条の特例基準等について（昭和 38 年 9 月 30 日付け自消丙予発第 59 号）」により運用すること。

なお、防火対象物の一部に特例適用不能の部分が存する場合であっても、出火危険、延焼拡大危険が少なく、かつ、その部分が消防用設備等の設置基準面積のおおむね 2 分の 1 以下であれば、特殊な場合を除き当該部分についても特例適用することができる。

- (2) 感知器の設置について

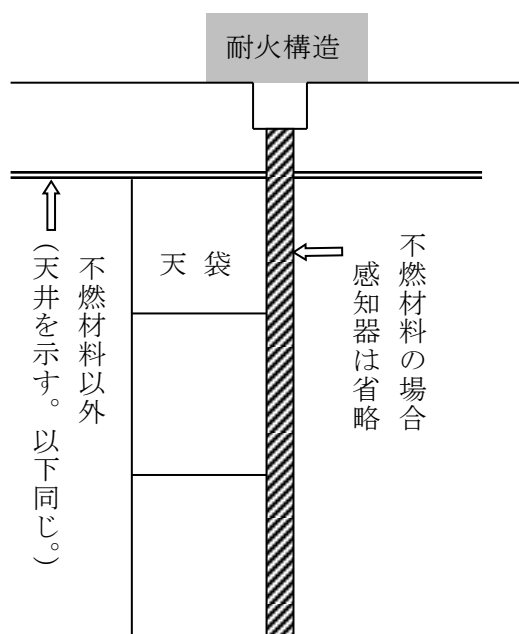
ア 押入に設ける感知器の設置について

押入の感知区域については、次によること。

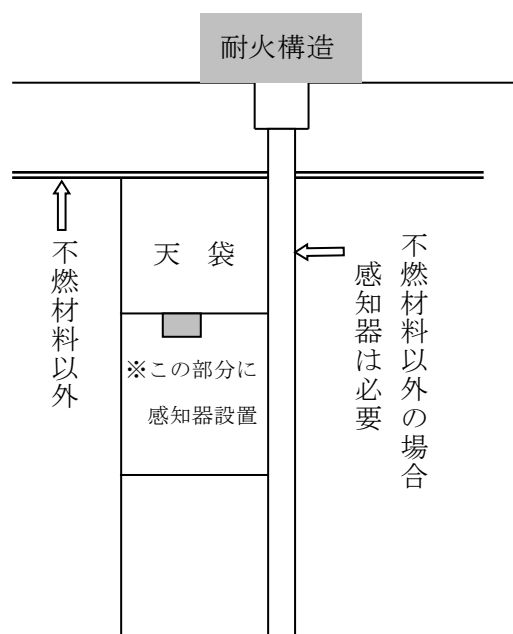
(ア) 押入の感知器は、定温式特種スポット型を指導すること。◆

(イ) 感知器は、原則として押入の上段部分に 1 個以上設けること。ただし、当該押入か

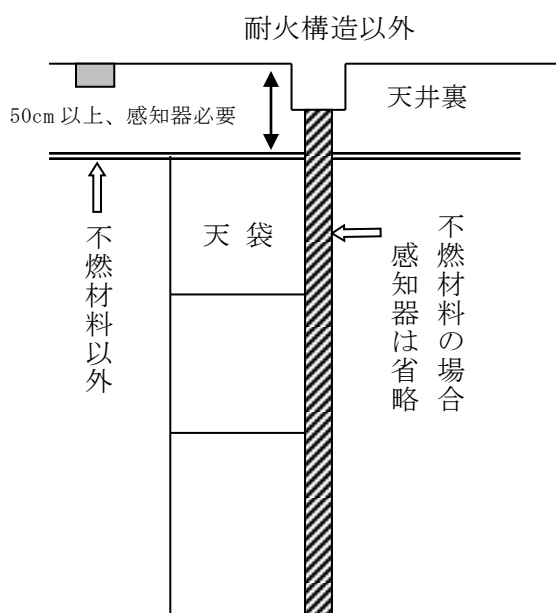
ら出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りでない。



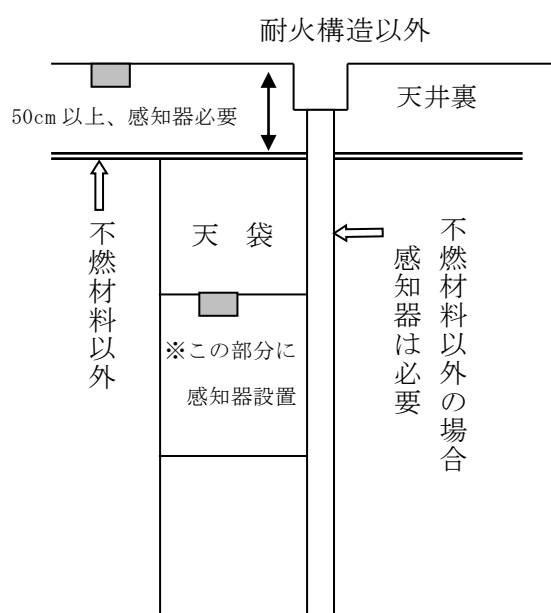
天井裏に感知器がない場合



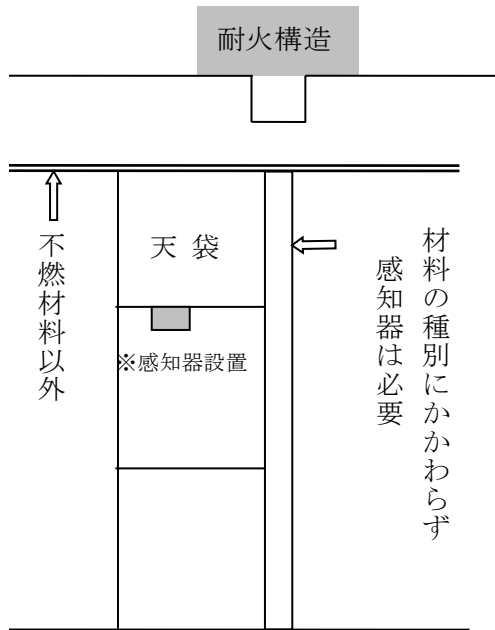
天井裏に感知器がない場合



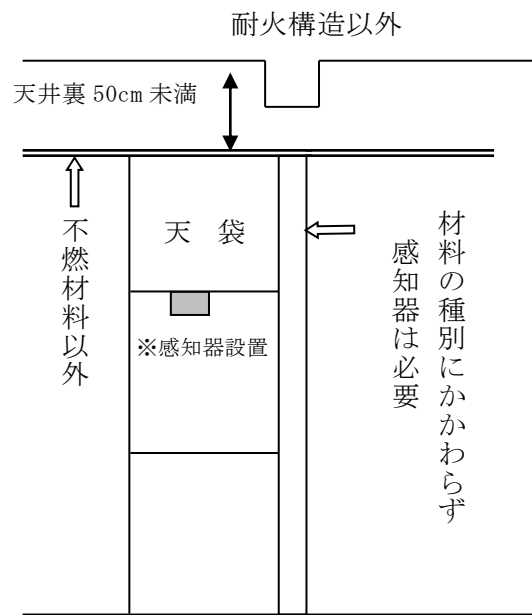
天井裏に感知器がある場合



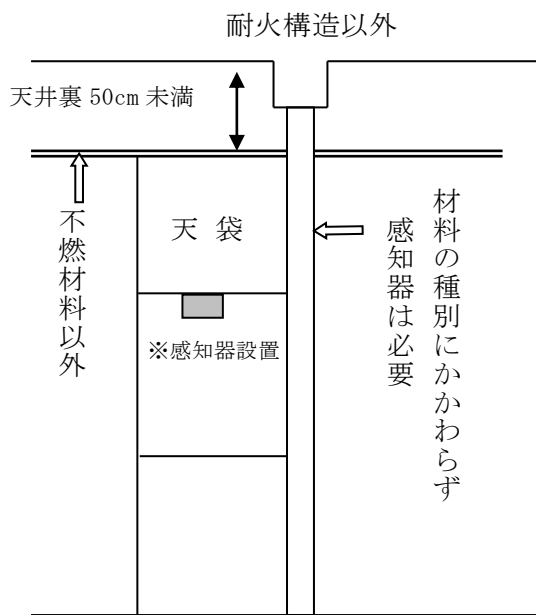
天井裏に感知器がある場合



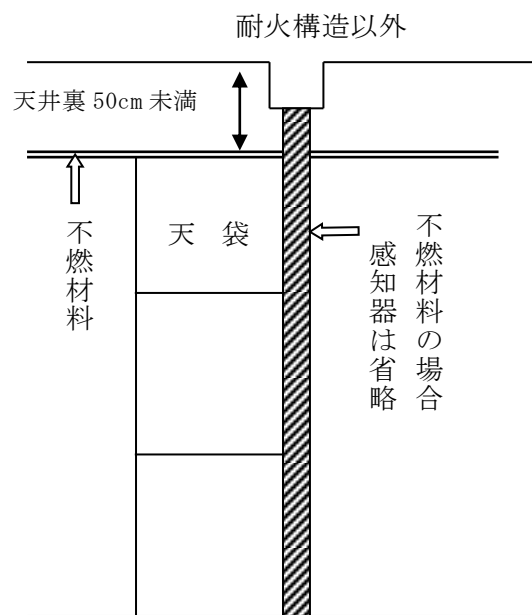
天井裏に感知器がない場合



天井裏に感知器がない場合



天井裏に感知器がない場合



天井裏に感知器がない場合

注：壁の構造は隣室との境界となる側壁も含むものであること。

イ 埋め込み型システム天井（凹部）の感知器の設置について

（ア）深さ 0.6 メートル未満の埋め込み型システム天井（凹部）が連続して設けられている場合における自動火災報知設備の感知器の設置基準の取扱いについて

省令第 23 条第 4 項第 3 号ロにより、煙感知器を感知区域ごとに火災を有効に感知するよう、平天井の中央部分に設置するよう取り扱うこと。

なお、埋め込み型システム天井（凹部）面に煙感知器を設置することについては、煙流動性に影響を及ぼす壁又ははりに当たらないと解することから、取付け位置については支障ないが、火災を有効に感知するには平天井の中央部分に設置をするのが望ましいため、意匠的な観点から埋め込み型システム天井（凹部）面に煙感知器を設置する場合には、火災を有効に感知するよう煙感知器の増設等を考慮しながら設置するよう取り扱うこと。

（イ）深さ 0.4 メートル未満の埋め込み型システム天井（凹部）が連続して設けられている場合における自動火災報知設備の感知器の設置基準の取扱いについて

省令第 23 条第 4 項第 3 号ロにより、熱感知器（差動式スポット型等）を感知区域ごとに火災を有効に感知するよう、平天井の中央部分に設置するよう取り扱うこと。

なお、埋め込み型システム天井（凹部）面に熱感知器を設置することについては、火災を有効に感知するには平天井の中央部分に設置をするのが望ましいため、意匠的な観点から埋め込み型システム天井（凹部）面に熱感知器を設置する場合には、火災を有効に感知するよう熱感知器の増設等を考慮しながら設置するよう取り扱うこと。

ウ 感知器の設置を要しないことができる場所

省令第 23 条第 4 項第 1 号イからハまでによるほか、次によること。

なお、同号ロの取扱いについては、次の（シ）によること。

（ア）機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所

（イ）温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所

（ウ）便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所

なお、次の場所は、当該場所と同等な場所として取り扱うことができるものであること。

a 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が 2 キロワット以下の場合

b 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が 2 キロワット以下の場合

c 浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが準不燃材料の場合

d ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用する場合

（エ）特定主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し、又は可燃性の装飾材料を使用しない便所、浴室又は洗濯場等の用途に供する場所

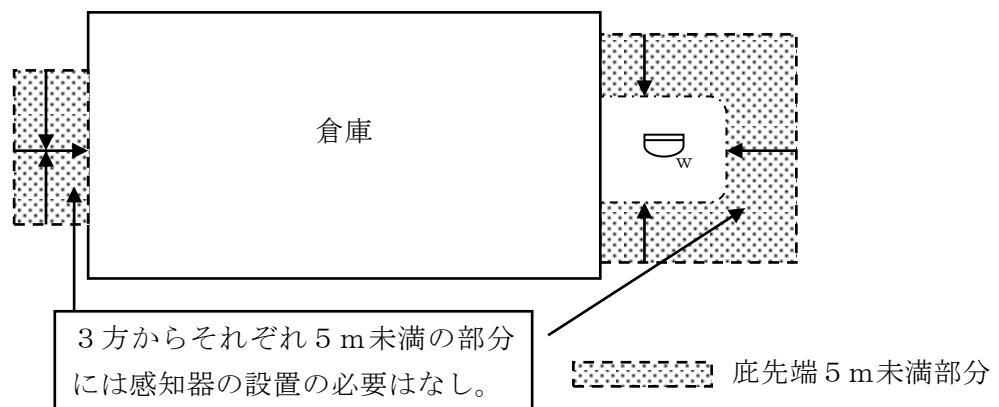
（オ）特定主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上の

ものが設けられている金庫室の用途に供する場所

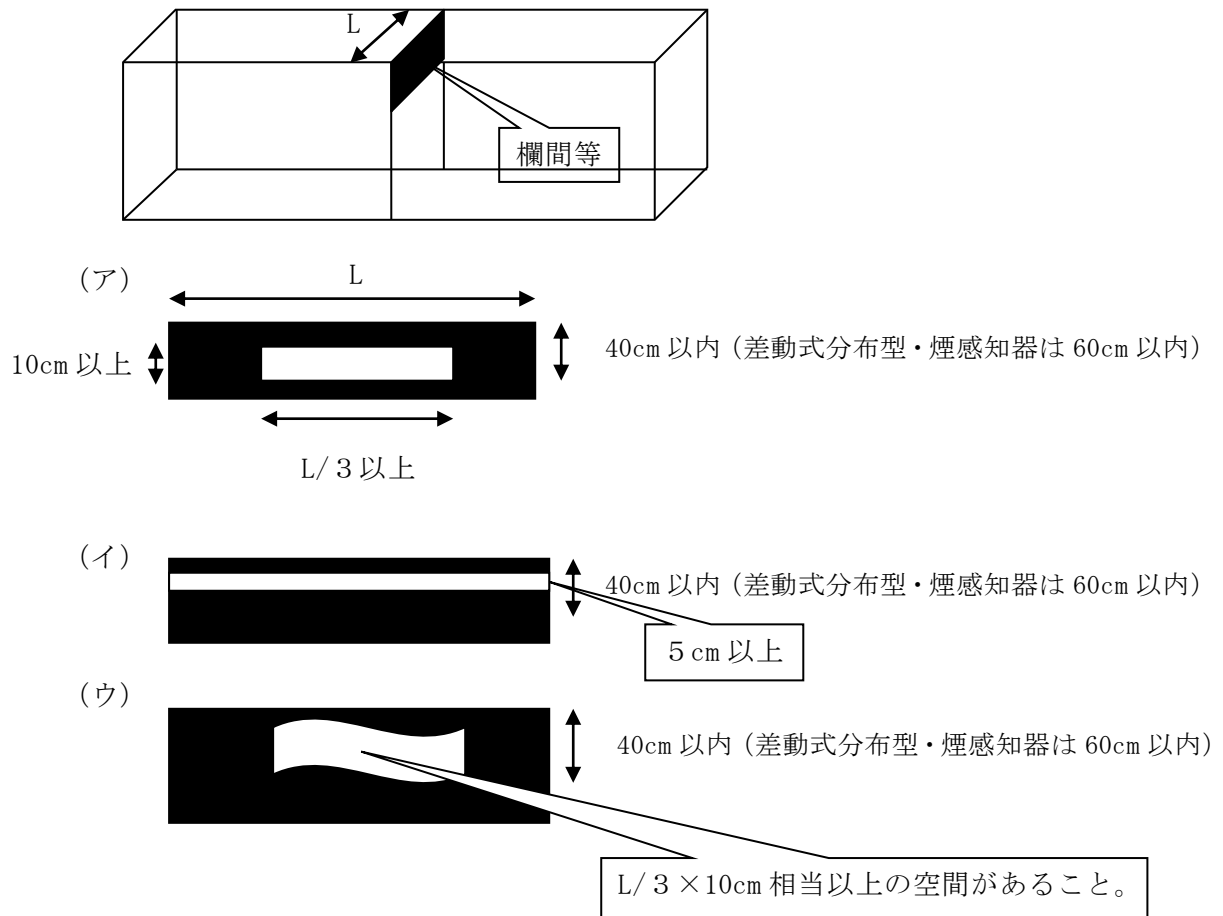
- (カ) 恒温室、冷蔵庫等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合
- (キ) 特定主要構造部を準耐火構造とした建築物の天井裏、小屋裏で不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分
- (ク) 耐火構造の壁で造られ、各階又は2の階以下ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸又はこれと同等以上のものが設けられているパイプシャフト等。ただし、電気シャフト、可燃性物品等の集積により出火危険がある部分を除く。
- (ケ) 開放式の階段又は廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分
- (コ) プールの上部、プールサイドの上部（乾燥室、売店等附属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分
- (サ) 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれ著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められる部分を含む。）
 - a 浄水場又は污水处理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分
 - b サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分
 - c 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分
- (シ) 省令第23条第4項第1号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」

当該場所については、原則として3方が開放し、かつ、開放面が外部に面するそれぞれの部分から5メートル未満の部分を用いるものであるが、奥行や取付け面の高さを考慮し、1方又は2方の開放であっても同様に取り扱い差し支えないものであること。ただし、当該開放面に0.4メートル以上のはり又は垂壁がある場合にあっては、当該場所には該当しないものであること。

(例)



エ 欄間等は次のいずれかに適合する場合は、同一感知区域とすることができる。



(3) 特殊場所における感知器の種類については、省令により感知器の種類が定められているものを除き、次表のとおり設置指導すること。 ◆

設置場所	設置の条件	感知器の種類	
風除室	可燃物の設置		
トイレ (地階、無窓階及び11階以上の階の場合)	2 KW超の暖房便座 (※1の場合、2 KW以下でも要設置)	特定防火対象物及び(15)項の場合 	
		その他の用途の場合 	
トイレ内の物入れ	1 ㎡以上から要設置		
トイレ内のシンク	1 ㎡以上から要設置		防水
浴室乾燥機付浴室	出力3 KW以上		防水
造り付けの物入れ	1 ㎡以上から要設置 (※2の場合、1 ㎡未満でも要設置)		
前室	1 ㎡以上から要設置 (※3の場合、1 ㎡未満でも要設置)		
クローゼット	1 ㎡以上から要設置 (※2の場合、1 ㎡未満でも要設置)		
庇(天井がなく、庇に直接設置する場合)	(2) ウ(シ)のとおり		防水
庇(天井があり、天井に設置する場合)	(2) ウ(シ)のとおり		防水
P S	1 ㎡以上から要設置 (※3の場合、1 ㎡未満でも要設置)		防水
E P S	1 ㎡以上から要設置 (※3の場合、1 ㎡未満でも要設置)		
エアーシャワー室			防水
押入れ、リネン庫			
脱衣所、機械室(水気)			防水
機械室(熱発生)、台所			
機械室(一般的)			
開放性のある駐車場			防水

感知器凡例



定温式スポット型防水



特種定温式スポット型防水



定温式スポット型



特種定温式スポット型



差動式スポット型



差動式スポット型防水



煙感知器

【※1 トイレへの感知器の設置】

不特定多数の者が利用する場合については、放火対策の観点から、暖房便座が2KW以下の場合であっても感知器の設置を免除しないこと。

【※2 物入れ・クローゼットの出火危険】

照明器具、配電盤等の電気設備を設置する場合

【※3 その他の出火危険】

火気設備又は配電盤等の電気設備を設置する場合

(4)政令第21条第1項第3号又は第7号に掲げる防火対象物(平成15年10月1日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物(以下この項において「既存防火対象物」という。)に限る。)に係る自動火災報知設備は、技術上の基準によるほか政令第32条の規定を適用し、次のアからウまでによることができる。

ア 3階建以下かつ延べ面積500平方メートル未満の既存防火対象物は、次の基準により設置することができる。

(ア) 受信機について

a 1の警戒区域を3の階(階段等含む。)にわたることができる(P型2級1回線受信機とすることができる。)

b 受信機は再鳴動機能付の受信機を設置すること。

(イ) 地区ベルについて

a 各階に設置すること。

b 既存の非常ベルが設置され移報端子により連動できる場合は、地区ベルとして使用し、新たに設置しないことができる。

(ウ) 発信機について

a 1階の共有部分以外の部分に設置しないことができる。

b 既存の非常ベルを連動使用する場合は、既存の発信機を全て使用しなければならない。

(エ) 感知器について

a 住宅の用に供する部分(共同住宅の住戸部分を含む。)の居室、台所及び天井裏以外の部分は設置しないことができる。

b 階段・傾斜路にあつては、1種又は2種の煙感知器を、垂直距離15メートルにつき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。ただし、特定1階段等防火対象物に存するものにあつては、1種又は2種の煙感知器を、垂直距離7.5メートルにつき1個以上を、火災を有効に感知するように設けること。

c 特定主要構造部を耐火構造(準耐火構造も耐火構造と同等と扱う。)とした建築物及び天井裏(天井と上階の床との間の距離が0.5メートル未満の場所)へは、感知器を設置しないことができる。

技術上の基準

※洗面所及びW.C.は、「(3) 特殊場所における感知器の種類」による。

特例基準

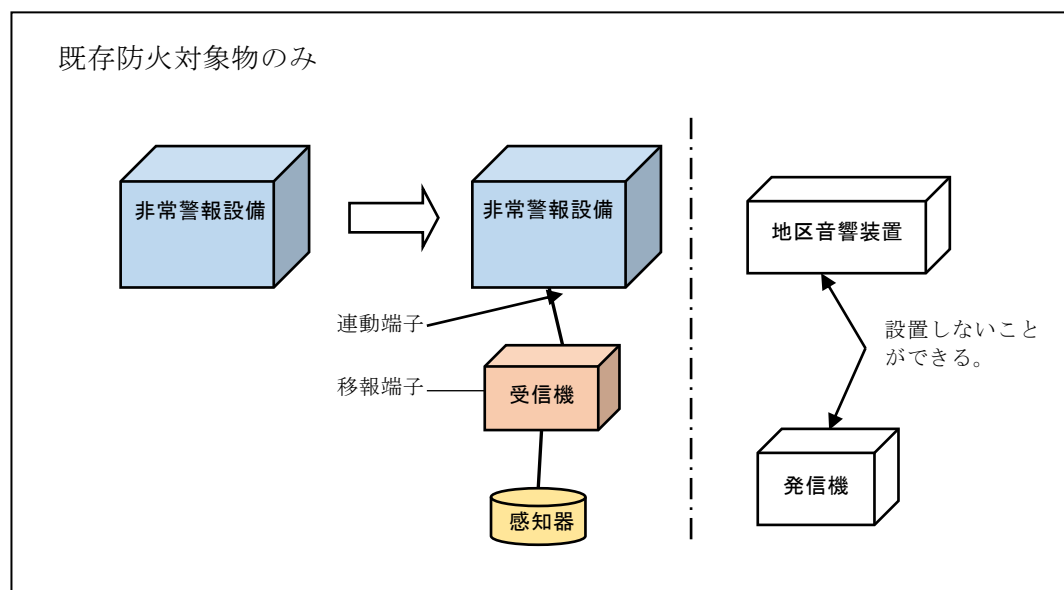
【判例】

	[S] 感知器	(B) 地区音響装置	(P) 発信機		P型2級1回線受信機
		○ 警戒区域番号			P型2級5回線受信機

(備考)

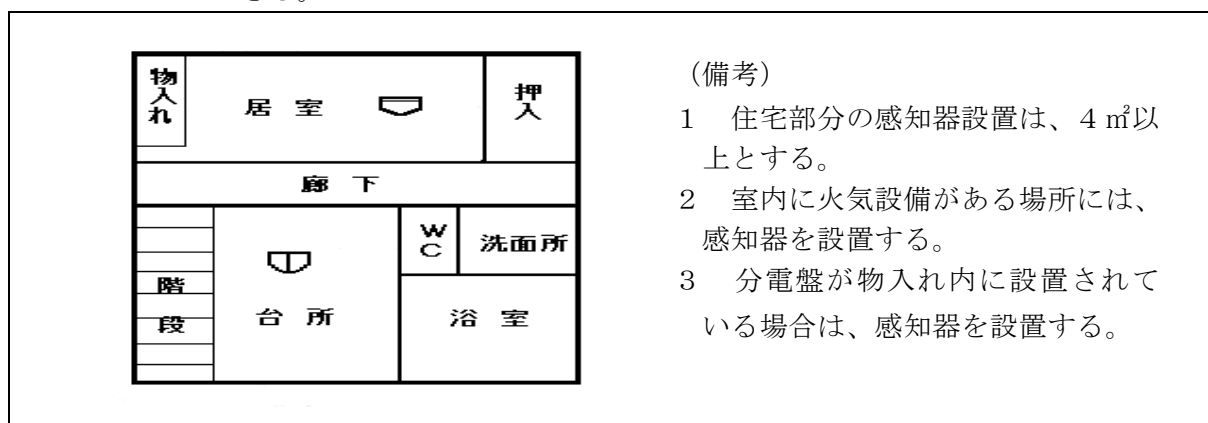
- 1 住宅部分の感知器設置は、4㎡以上とする。
- 2 室内に火気設備がある場所には、感知器を設置する。
- 3 分電盤が物入れ内に設置されている場合は、感知器を設置する。

イ 既存防火対象物において、技術上の基準により設置されている非常警報設備が自動火災報知設備の感知器の作動と連動して作動し、防火対象物の全区域に有効に報知できるように措置することが可能な場合は、自動火災報知設備の発信機及び地区音響装置を設置しないことができる。



ウ 既存防火対象物の感知器について

- (ア) 住宅の用に供する部分（共同住宅の住戸部分を含む。）の居室、台所及び天井裏以外の部分は設置しないことができる。
- (イ) 階段・傾斜路にあつては、1 種又は 2 種の煙感知器を、垂直距離 15 メートルにつき 1 個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。ただし、特定 1 階段等防火対象物に存するものにあつては、1 種又は 2 種の煙感知器を、垂直距離 7.5 メートルにつき 1 個以上を、火災を有効に感知するように設けること。
- (ウ) 特定主要構造部を耐火構造（準耐火構造も耐火構造と同等と扱う。）とした建築物及び天井と上階の床との間の距離が 0.5 メートル未満の場所へは、感知器を設置しないことができる。



(5) 自動火災報知設備の設置免除について

ア 政令第 21 条第 1 項第 3 号に掲げる防火対象物のうち、政令別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物であつて、次の (ア) 及び (イ) に適合する場合は、政令第 32 条を適用し、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(ア) 延べ面積は、500 平方メートル未満であること。

(イ) 政令別表第 1 (1) 項、(2) 項イからハまで、(3) 項、(4) 項、(6) 項イ(4)、(6) 項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるもの以外のものに限る。)及びニ並びに(9) 項イに掲げる防火対象物の用途（以下(5)において「特定用途」という。）に供される部分であつて、次の全てに適合すること。ただし、第10、6のいずれかに該当する部分については、特定用途に供される部分としては取り扱わないことができる。

a 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。ただし、特定主要構造部が耐火構造（平屋は除く。）で、かつ、建基政令第 112 条第 9 項で規定する堅穴区画が形成されている防火対象物（平屋以外に限る。）において、避難階以外の階に存する特定用途に供される居室（居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため、継続的に使用する部屋をいう。）以外の部分（機械室、倉庫等）であつて、不特定多数の者の出入りがないものは、避難階に存するものとして取り扱うことができる。

b 特定用途に供される部分の床面積の合計（a において、避難階に存するものとして取り扱われる部分を含む。）は、150 平方メートル未満であること。

c 全ての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できること。

- (6) 共同住宅については、片廊下に地区音響装置（ベル）を設置する場合、バルコニー側の隔階にベル（防滴型）を設置すること。◆
- (7) 発信機については、出入口付近の視認性及び操作性の良い場所に設置すること。◆
- (8) 受信機を設置する室が施錠され、受信機にアクセスできないことが想定される場合（共同住宅の管理人室等）については、当該室の出入口を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して解錠する等の措置を講ずること。◆

7 消防機関へ通報する火災報知設備

- (1) 政令第 23 条（消防機関へ通報する火災報知設備）の取扱いについて

平成 8 年 2 月 16 日付け消防予第 22 号通知の取扱いについて、平成 8 年 4 月 1 日において現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の政令別表第 1（5）項イ並びに（6）項イ及び（6）項ロに掲げる防火対象物は、当該通知によることができる。ただし、現行の（6）項イ（1）及び（2）を除く。

- (2) 政令第 23 条第 1 項ただし書に規定する「消防機関」とは常備消防機関のみが該当するものであり、「著しく離れた場所」とは歩行距離でおおむね 10 キロメートル離れた場所を指すものであること。
- (3) 蓄積音声情報の電話番号については、当該防火対象物の代表電話番号（火災通報装置専用回線以外のもの）を選定すること。◆
- (4) 自動火災報知設備の受信機の火災代表信号が同一敷地内の守衛所、事務所等の受信機に移報され、当該守衛所、事務所等に消防機関へ常時通報することができる電話が設置されており、迅速な通報が可能であると認められる場合については、政令第 32 条を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができるものであること。ただし、政令第 23 条第 3 項を適用できない防火対象物を除く。
- (5) 次の全てに該当する防火対象物については、火災の際、従業者により有効に通報することが困難であることから、政令第 32 条を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことができるものであること。
 - ア 常時人がいる防火対象物以外の防火対象物であること。
 - イ 守衛室、管理人室その他の従業者が立ち寄る部分が存しないこと。
 - ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が設置されていないこと。

8 非常警報器具又は非常警報設備

- (1) 携帯用拡声器については、サイレン機能付きのものを設置すること。◆
- (2) 政令第 24 条第 2 項第 2 号に規定する「地階及び無窓階」は、地階及び無窓階の収容人員を合計するものであり、当該収容人員が 20 人以上の場合は、防火対象物全体に非常警報設備の設置が必要となるものであること。
- (3) 非常ベル及び自動式サイレンについては、出入口付近の視認性及び操作性の良い場所に設置すること。◆
- (4) 放送設備のスピーカーについては、1 平方メートル未満のパイプシャフト等にあつては、政令第 32 条を適用し、設置を省略して差し支えないものであること。

また、扉がない等(点検口を含む。)人の出入りができないパイプシャフト等にあつても、

政令第 32 条を適用し、設置を省略して差し支えないものであること。

9 避難器具

- (1) 「消防用設備等に係る執務資料の運用について（平成 16 年 1 月 19 日付け消予第 222 号）」による。
- (2) 「執務資料について（避難器具）（平成 16 年 9 月 10 日付け 16 静消査第 659 号）」による。
- (3) 「既存の特定 1 階段等防火対象物における避難器具の取扱いについて（平成 18 年 7 月 10 日付け 18 静消消査第 500 号）」による。
- (4) 避難器具の選定については、政令第 25 条第 2 項第 1 号の選定基準のうち、防火対象物の用途、利用者等から最適な避難器具の設置を指導すること。
なお、政令別表第 1（6）項に掲げる防火対象物にあっては、滑り台、垂直式救助袋の設置を指導すること。◆
- (5) バルコニー等に設ける避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごのハッチの吊元については、身体的安全確保を優先し、原則として屋外側とすること。◆
- (6) つり下げ式の避難はしごについては、「突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること」と規定されていることから、壁面に開口部を設ける場合にあっては、網入りガラス（厚さ 6.8 ミリメートル）等を設置すること。
- (7) 緩降機については、「使用の際、壁面からロープの中心までの距離が 0.15 メートル以上 0.3 メートル以下となるように設ける」と規定されていることから、原則として壁面が地上まで存する部分に設置すること。◆ ただし、やむを得ず当該部分に設置できない場合にあっては、「緩降機の設置に係る留意事項について（平成 25 年 10 月 25 日付け消防予第 414 号）」通知中 1（1）によること。
- (8) 「消防法施行規則第 4 条の 2 の 3 並びに第 26 条第 2 項、第 5 項第 3 号ハ及び第 6 項第 3 号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件（平成 14 年消防庁告示第 7 号）」に規定する「直接外気に開放された排煙上有効な開口部」については、「直接外気に開放された」ものであり、窓等の建具の設置は認められないものであること。
- (9) 特定一階段等防火対象物における避難器具について、避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が 2 以上設けられている階（当該階において階段及び傾斜路の相互間が行き来可能な場合に限る。）にあっては、政令第 32 条を適用し、省令第 27 条第 1 項第 1 号、第 3 号イ及びハの規定によらなくても差し支えないものであること。
- (10) 避難器具用ハッチと上階の避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの降下空間との間隔については、転落防止を考慮し、60 センチメートル以上とすること。同様に避難器具用ハッチと隔て板との間隔についても、60 センチメートル以上とすること。◆
また、バルコニーに設置する場合におけるバルコニーの隔て板の寸法については、高さ 80 センチメートル以上、幅 60 センチメートル以上とすること。◆
- (11) 省令第 27 条第 1 項第 1 号イ、第 4 号ホ（ロ）及び第 5 号ニ（ロ）に規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね 2 平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものをいう。

10 誘導灯及び誘導標識

(1) 誘導灯については、平成 11 年 3 月 17 日付け法改正後新法令により運用を図っているところであるが、今後も次に掲げる事項並びに別添 1「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインについて（平成 11 年 9 月 21 日付け消防予第 245 号）」及び別添 2「誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドラインの一部改正について（平成 18 年 4 月 28 日付け消防予第 158 号）」のとおり運用する。

ア 誘導灯及び誘導標識について、設置計画の事前相談等がなされた場合にあっては、次の事項に留意すること。

(ア) ガイドラインは、新基準の運用についてまとめたものであり、関係者等に対する指導に当たって活用されたいこと。

(イ) ガイドラインにおいては、設計時の参考とするため、一般的なケースにおいて妥当であると考えられる設置方法を示しているが、個別の計画に応じて避難上有効なものとなるよう具体的に判断する必要があること。

イ 設置計画に係る新基準への適合性の確認を行うため、法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等の設置届の添付図面には、次に掲げる事項が明示されている必要があること。

(ア) 誘導灯及び誘導標識の構造、性能に係る事項

- a 誘導灯及び誘導標識の外観図
- b 誘導灯の区分
- c 誘導灯及び誘導標識の表示面の寸法
- d 誘導灯の表面の明るさ（表示面平均輝度×面積）
- e 誘導灯内蔵の蓄電池の容量（20 分間又は 60 分間）
- f 点滅機能又は音声誘導機能の有無
- g 製造者名及び型式番号

(イ) 誘導灯及び誘導標識の設置方法に係る事項

- a 誘導灯及び誘導標識の設置位置
- b 当該誘導灯の有効範囲に包含される防火対象物の部分
- c 誘導灯の常用電源及び非常電源に係る配線図等
- d 誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う場合にあっては、その旨及び当該動作フロー

ウ 誘導灯及び誘導標識の設置に際しては、施工段階での状況の変化等により、設計段階における所期の視認性が得られないケースの生じることが懸念されることから、設置時の試験においては、避難上有効なものであることを十分確認する必要があること。また、設置後においても、建築構造、内装照明、広告・掲示物等の状況の変化等により、設置時において確保されていた視認性が低下するケースの生じることが懸念されることから、法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検のほか、日常的に状況の確認を行うことが重要であること。

エ 誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う場合には、これらに係る技術基準に適合しているほか、当該防火対象物における消防計画において、これらの機能の起動・停止や消灯・点灯に係る防火管理体制及び責任を明らかにするとともに、誘導灯の消灯を

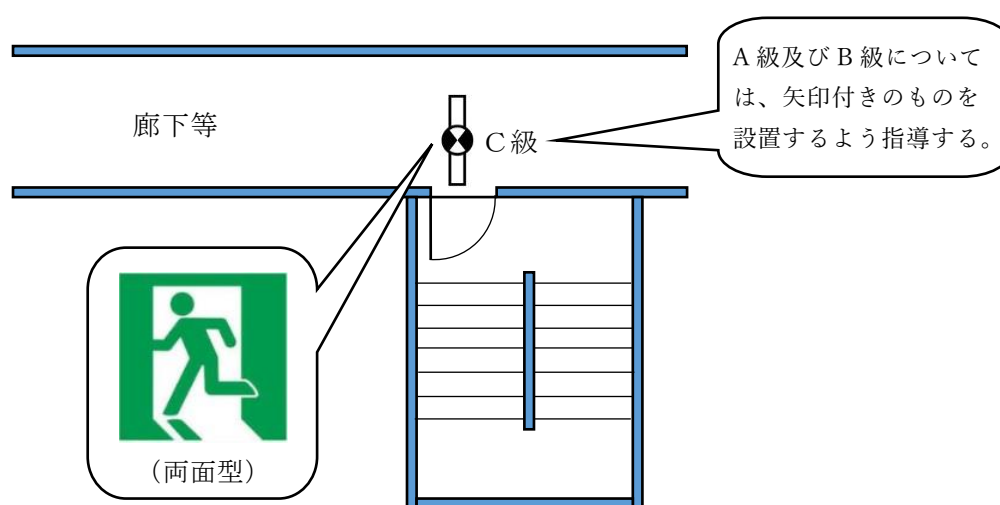
行う場合にあつては、火災時のほか、停電時や地震等の災害時の対応について明らかにしておく必要があること。

オ 誘導灯の構造、性能等に係る基準への適合性の確認については、一般社団法人日本照明工業会に設けられている誘導灯認定委員会において、自主的に行われていること。

(2) 通路誘導灯を廊下又は通路に設置する場合にあつては、視認性を確保するため、壁付又は壁際に設置するよう指導すること。◆

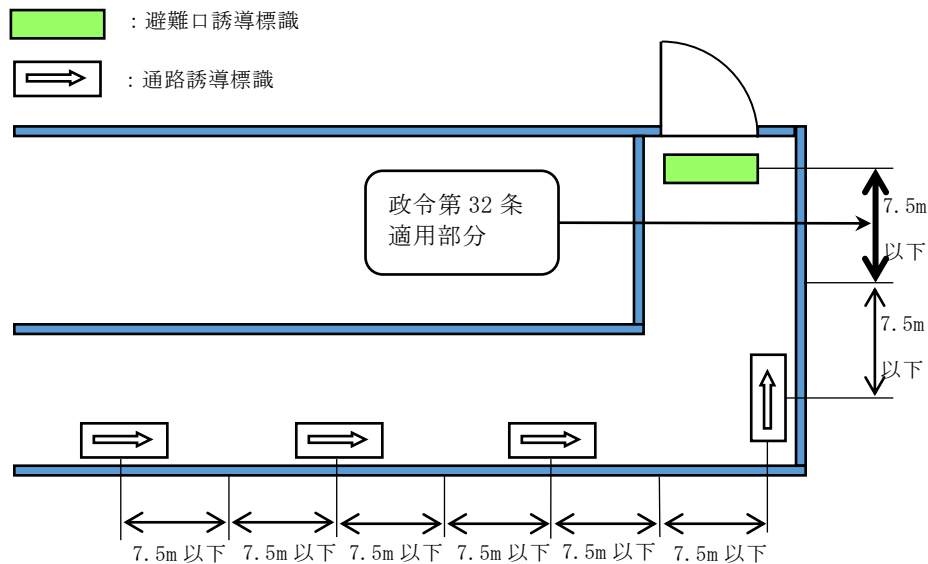
(3) 次の図のような廊下等に避難口誘導灯を設置する場合については、視認性を確保するため、両面型の避難口誘導灯とし、かつ、表示面を廊下等に正対して設置するよう指導すること。

なお、A級及びB級の避難口誘導灯については、矢印付避難口誘導灯を設置するよう指導すること。◆



(4) 延べ面積 50 平方メートル未満の小規模な防火対象物については、避難上支障がないと認められる場合は、政令第 32 条を適用し、誘導灯及び誘導標識を設置しないことができるものであること。

- (5) 避難口誘導標識については、法令上有効範囲が規定されていないが、避難上支障がないと認められる部分については、政令第32条を適用し、避難口誘導標識と通路誘導標識の間を歩行距離15メートル以下で設置して差し支えないものであること。



- (6) 省令第28条の2第1項第3号イに規定する避難口（主として当該居室に存する者が利用するものに限る。）とは、当該居室に存する者が避難する際に利用する屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口。以下当該基準において「避難口」という。）であつて、他の居室に存する者が避難する際に利用しないものであること。（次の例①）

ただし、次の全てに適合する場合については、居室Bに避難口を有していなくても、政令第32条を適用し、居室Aの避難口に高輝度蓄光式誘導標識を設置することができるものであること。（次の例②）

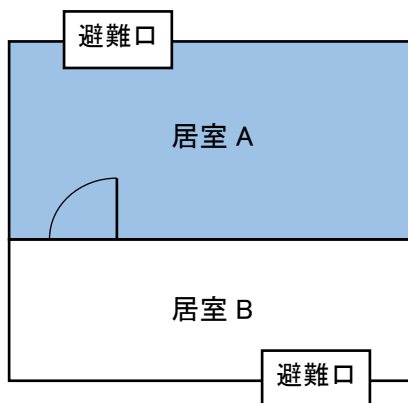
ア 居室Bに存する者が、居室Bを利用する時間が一時的であり、かつ、通常時は居室Aを利用している場合

イ 居室Bを利用する者が少人数の従業者等であり、居室Aを利用する者の避難の障害にならないと考えられる場合

ウ 居室Bの各部分から居室Aの避難口までの歩行距離が30メートル以下である場合

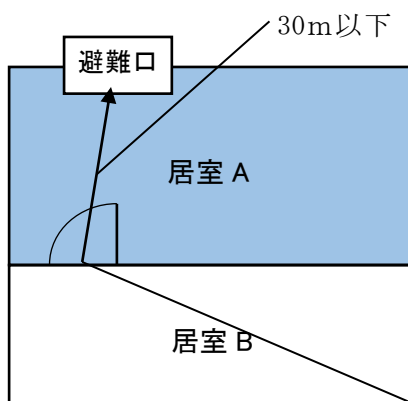
例①【主として当該居室に存する者が利用する避難口に該当する例】

居室A及びBにそれぞれ避難口が設けられているため、それぞれの避難口は、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当する。



例②【例①に該当しないが、政令第32条を適用することができる例】

居室Aの避難口は、居室Bに存する者の避難にも利用されるため、「主として当該居室に存する者が利用する避難口」に該当しないが、居室Aの避難口に高輝度蓄光式誘導標識を設置することができる。



※ これらの例としては、一階層のコンビニエンスストア（居室Aは売場部分、居室Bはバックヤード部分の事務所）における売場部分の出入口等が考えられること。

11 消防用水

（１）採水口の取扱いについて

法の規定により消防用水として取り扱う場合以外の採水口の設置については、「プール採水口設置に係る事務取扱いについて（平成19年1月17日付け18静消消警第2106号）」による。

なお、採水口については、口径75ミリメートルのネジ式とすること。

（２）政令第27条第2項中「一の建築物とみなす」については、4（１）と同様であること。

なお、この場合において、製造所等の危険物許可施設は最小設置義務面積に含むもので

あること。ただし、消防用水の設置が必要となった場合であっても当該製造所等の部分は警戒する必要はないものであること。

12 排煙設備

(1) 省令第30条第5号に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」については、不燃区画された室又は建築物等から3メートル以上離れた場所を指すものであること。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し、排煙口を設けないことができるものであること。

ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次の全てに適合している場合(消火活動拠点又はこれらに通ずる廊下部分を除く。)

(ア) 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。

(イ) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。)の仕上げを準不燃材料としたものであること。

(ウ) 区画された部分の床面積が50平方メートル以下のものであること。ただし、廊下にあつては15平方メートル以下のものに限ること。

イ 浴室、便所その他これらに類する場所

ウ 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるもの

エ 階段の部分

オ エレベーターの昇降路、リネンシュート、配管スペース、ダクトスペース、風除室その他これらに類する部分

(3) 省令第30条第1号イただし書については、「通常の火災時に生ずる煙を有効に排出することができる特殊な構造の排煙設備の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1437号)」に規定する排煙設備を設置した場合に適用できるものであること。

また、省令第30条第6号ハに規定する「消火活動上必要な量の空気を供給することができる性能の給気機」については、当該告示に規定する送風機の性能を準用すること。◆ただし、煙を有効に排除することができるものと認められる場合にあっては、政令第32条を適用し給気機を設けないことができるものであること。

13 連結散水設備

(1) 政令第28条の2第3項に規定する「送水口を附置したスプリンクラー設備」については、自動消火ができない補助散水栓は該当しないものであること。

(2) 連結散水設備の方式

ア 出火場所の送水口を選択して送水する方式

イ 送水区域ごとに選択弁を設け出火場所の送水区域の選択弁を開にして送水する方式

ウ ヘッドに閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用する方式

エ 屋内消火栓設備を設置する防火対象物は、連結散水設備の配管を屋内消火栓設備の配管に接続して、屋内消火栓設備の加圧送水装置を閉鎖型ヘッドの開放により、連結散水

設備の配管内の流動（圧力低下）を流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が検知することで自動起動し散水する方式 ◆

（３）送水口について

ア 政令第 28 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する「消防ポンプ自動車容易に接近できる位置に設けること。」とは、道路に面し、かつ、おおむね 5 メートル以内に消防ポンプ自動車が接近できる位置に設けるものであること。

イ 送水口には、見易い箇所に送水区域、選択弁及び送水口を明確に識別した系統図及び平面図を設置すること。（平面図◆）

ウ 送水口には、設計送水圧力の標識等を設けること。◆

（４）省令第 30 条の 2 第 5 号に規定する「その他これらに類する部分」には、階段部分は含まないものであること。

14 連結送水管

（１）送水口について

ア 政令第 29 条第 2 項第 3 号に規定する「消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設けること。」とは、道路に面し、かつ、おおむね 5 メートル以内に消防ポンプ自動車が接近できる位置に設けるものであること。

イ 省令第 31 条第 1 号に規定する「ホース接続口」については、双口形の送水口をいうものであること。

ウ 送水口には、見易い箇所に連結送水管概要図及び設計送水圧力の標識等を設けること。◆

（２）配管について

ア 地階を除く階数が 11 以上、かつ、高さ 70 メートルを超える建築物以外の建築物についても、配管内には、速やかな送水及び配管内の腐食防止等のため常時充水しておくこと。◆

イ 配管には、送水口の直近に止水弁、逆止弁及び排水弁を設けること。◆

ウ 送水口と逆止弁の間に、排水弁を設けること。◆

エ 止水弁、逆止弁及び排水弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示をした標識を直近の見やすい位置に設けること。◆

オ 止水弁及び排水弁には、その開閉方向を、逆止弁には、その流れの方向を見易い位置に表示すること。（排水弁◆）

カ 同一棟に複数の立管がある場合は、それぞれの立管にはそれぞれ送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること。（後段◆）

キ 配管内に充水する補助用高架水槽を用いる場合は、有効水量 0.5 立方メートル以上とすること。ただし、呼び径 25A 以上の配管により自動的に給水する装置を設けた場合は、0.2 立方メートル以上とすることができる。◆

ク 補助用高架水槽については、2（８）を準用する。◆

（３）放水口について

ア 放水口の設置位置は、原則として階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーに設置するものとする。ただし、消防隊が有効に消火活動を行うことができる場合は、階段室、

非常用エレベーターの乗降ロビーからおおむね5メートル以内の場所（原則として直接外気に開放された廊下、バルコニー等とし、居室、倉庫等の室内を除く。）に設置することができる。

イ 12 階建て以上の防火対象物は、11 階以上の各階に放水用器具（長さ 20 メートルのホース（呼称 65）2 本以上及び噴霧切替式の筒先 1 本以上）を格納した箱を設けること。



（4）設計圧力について

連結送水管は、設計送水圧力（1.6 メガパスカル以下◆）により送水口に送水された送水圧力が最低となる最上階（屋上等）等において1の放水口から0.6 メガパスカル以上となるように設計すること。

（5）送水口の送水圧力の表示については、最も圧力が低下する放水口までの送水圧力を表示するものとする（表示例 ～〇. 〇Mpa）。◆

15 総合操作盤

（1）総合操作盤について

「消防法施行規則第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づく屋内消火栓設備等に総合操作盤を設けなければならない防火対象物の消防長の指定について（平成 16 年静岡県消防本部告示第 2 号）」による。

（2）CRT 表示等に表示する防火対象物の図面は、当該表示面と防火対象物の向きが一致するような機器の配置とすること。◆

（3）非常電源の容量は、2 時間以上とすること。◆

（4）自動火災報知設備の着工届に資料を添付すること。◆

16 政令第 29 条の 4 による消防用設備等

（1）パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備は、それぞれ消防庁長官が定める設置及び維持の技術上の基準を満たす場合には、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備に代えて設置することができるものであること。ただし、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、当該基準によらなくとも、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、政令第 32 条を適用することができる。

（2）パッケージ型消火設備の設置及び維持の技術上の基準による「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、外気に直接開放された開口部を有する場所のほか、次のア及びイに適合する場合又はウに適合する場合とする。

ア 火災の際煙が有効に排除でき安全に初期消火が行える場所で、次の（ア）又は（イ）に該当する場合をいう。

（ア）随時容易に開放できる開口部で次に掲げる基準に適合するもの

a 居室のうち、窓その他の開口部で開放できる部分（天井又は天井から下方 0.8 メートル以内の距離にある部分に限る。）の面積の合計が床面積の 50 分の 1 以上（有効開口面積は、開けた場合の内法寸法による実開口面積とする。）であること。ただし、居室の出入口の戸又は扉が、常時閉鎖式の不燃製の戸又は扉であり、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが難燃材料（建基政令第 1 条第 6 号に規定

する難燃材料をいう。)で施工されている場合は、この限りでない。

ｂ 排煙上有効な開口部は、隣地境界線（公園、川等に面する場合は除く。）又は建築物等から有効な空間として 0.25 メートル以上離れていること。

（イ）建基政令第 126 条の 3 の基準により排煙設備が設置されていること。

なお、建基政令第 126 条の 2 ただし書が適用される部分については、建基政令第 126 条の 3 の基準による排煙設備が設置されているものと同等の効果が得られる部分とみなす。

イ 避難時に主要な避難口から避難できる場所で、次の全てに該当する場合をいう。

（ア）誘導灯又は誘導標識が政令第 26 条で定める技術上の基準に従い設置されている場合又は同条第 1 項ただし書が適用できる場合

（イ）パッケージ型消火設備が、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口からおおむね 5 メートル以内に設置されている場合

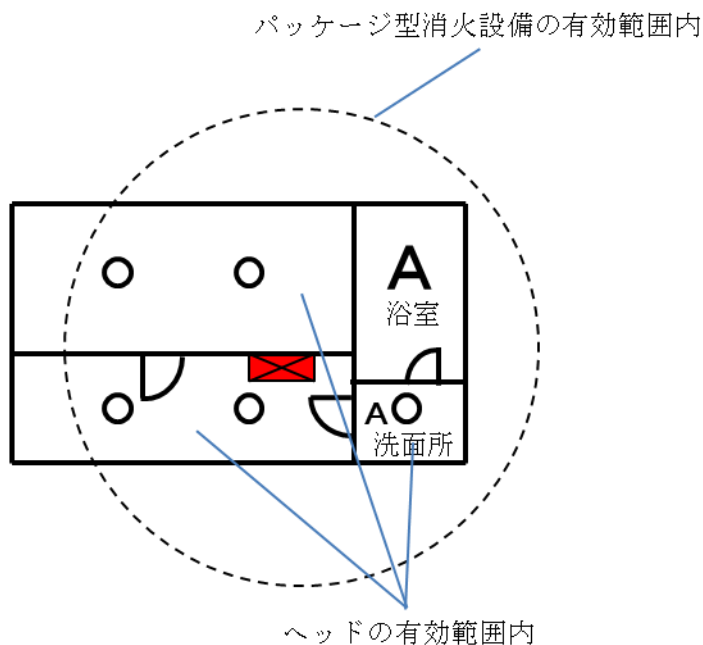
ウ 省令第 13 条第 3 項に掲げる部分に設置するものであり、次の全てに該当する場合をいう。

（ア）パッケージ型消火設備がパッケージ型自動消火設備のヘッドの有効範囲内（以下「ヘッドの有効範囲内」という。）に設置されていること。

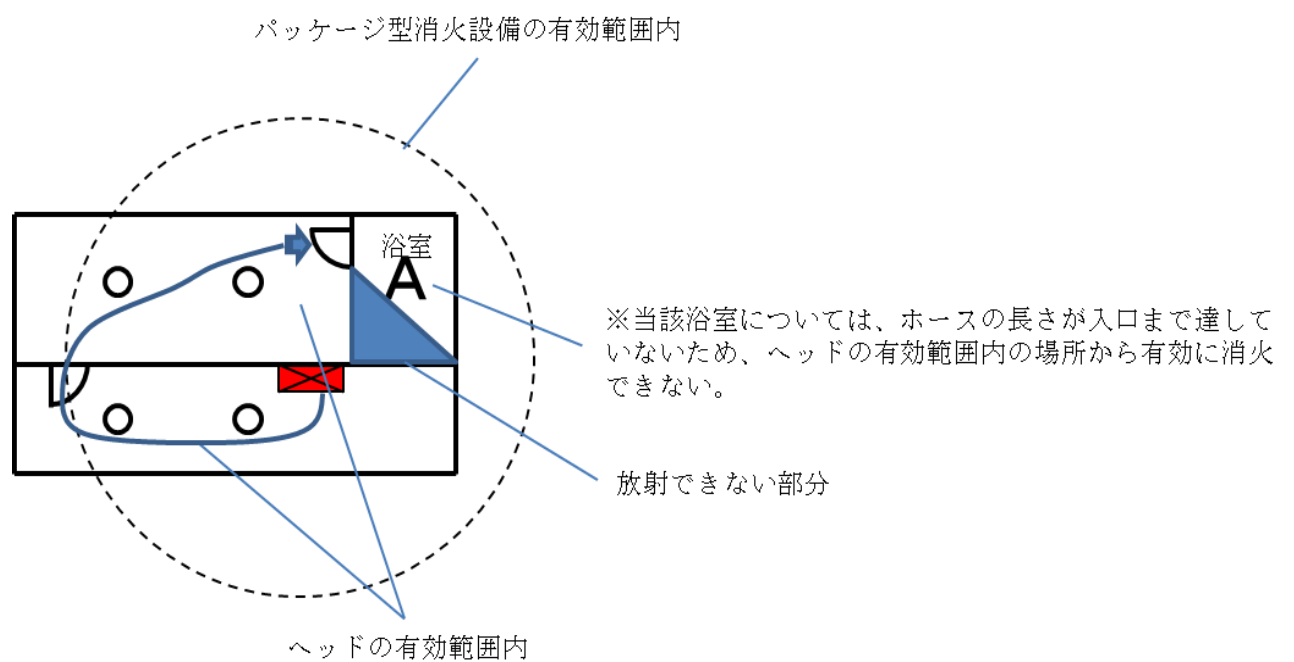
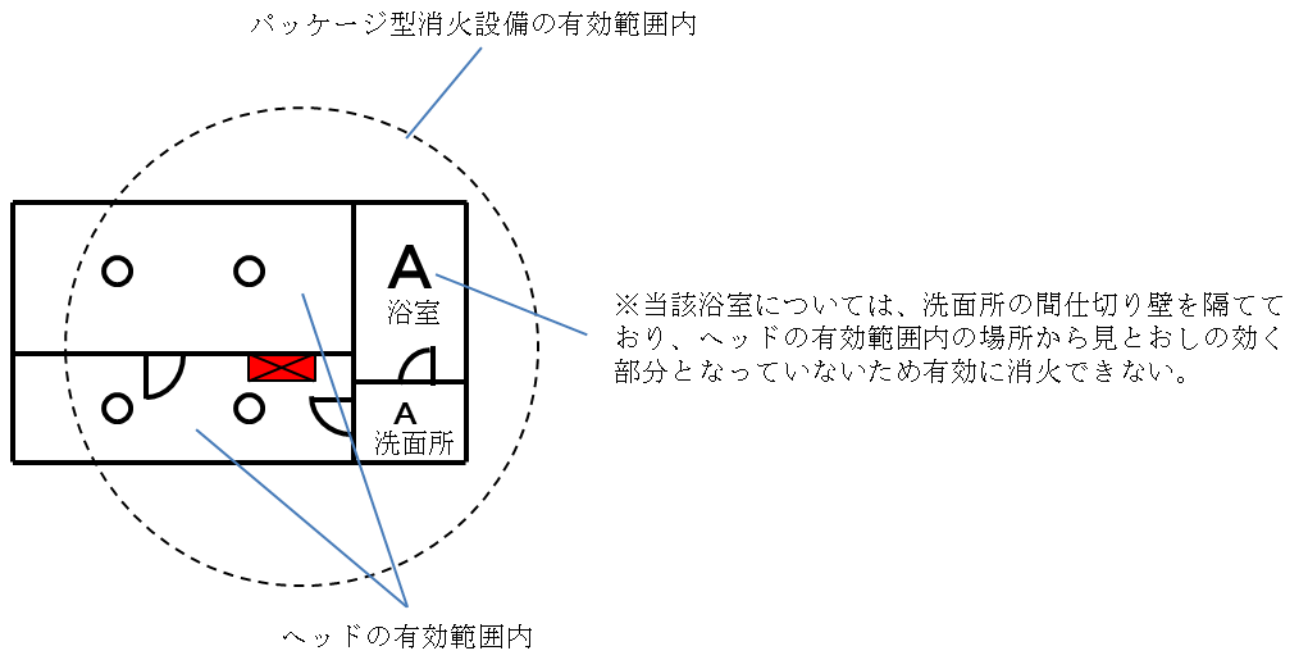
（イ）省令第 13 条第 3 項に掲げる部分が可燃物の少ない部分であり、かつ、ヘッドの有効範囲内の場所から見通しの効く部分であること。

（ウ）省令第 13 条第 3 項に掲げる部分で火災が発生した場合、ヘッドの有効範囲内の場所からパッケージ型消火設備により有効に消火できること。

【該当例】



【非該当例】



A 省令第13条第3項に掲げる部分

 パッケージ型消火設備

 パッケージ型自動消火設備のヘッド

- (3) 屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置義務が生じた防火対象物において、次の場合については従前の運用を踏まえ、建築物の規模・用途及び使用形態並びに保管物品等の状況により総合的に判断して、政令第32条を適用し、パッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備を設置することができる。

ア 既存新設等の場合

- (ア) 既設の屋内消火栓設備が増築により消火栓ボックスの増設が必要となったが、水源の増量ができず有効範囲を補う場合で易燃性の可燃物を収納しない部分
- (イ) 部分的に設置する義務が生ずるもの（地階、無窓階又は4階以上の階の部分）
- (ウ) 補助散水栓の代替

イ 違反對象物の場合

- (ア) 未設置による違反のうち、敷地、建物の狭あいなどにより水槽及びポンプ室の設置が明らかに不可能な場合
- (イ) 無窓階の階に対し消火設備が必要となる場合で、当該階のみ未設置となる違反對象物
- (ウ) 消防法令等の改正により設置基準が強化されたことにより、違反對象物となった場合
- (エ) (2) イに適合する場合（パッケージ型消火設備に限る。）

17 消防用設備等に係る非常電源

- (1) 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）

ア 不燃専用室・機械室等

- (ア) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。
- (イ) 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋め戻してあること。
- (ウ) 水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。
- (エ) 非常電源の周囲には火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。
- (オ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。
- (カ) 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。◆
- (キ) 非常電源専用受電設備である旨の標識が設けられていること。

イ 構造・性能

- (ア) 告示（昭和50年消防庁告示第7号）基準に適合するキュービクル式非常電源専用受電設備（以下「キュービクル式」という。）とすること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。（前段にあっては、省令上義務のない場合は◆、後段◆）
- (イ) キュービクル式以外にあっては、消防庁長官が定める基準によるほか、関係法令・基準・通達等にも適合するものであること。◆

ウ 保有距離

非常電源専用受電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

(単位：メートル)

保有距離を確保しなければならない部分 機 器 名		操 作 面 (前 面)	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0
キュービクル式以外のもの	閉鎖型のもの			0.6	0.2
	オープン式のもの		0.8	/	

備考：欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(2) 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）

ア 構造・性能

消防庁長官が定める基準（「配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）」）に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。（前段にあっては、省令上義務のない場合は◆、後段◆）

イ 保有距離

配電盤等は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

(単位：メートル)

	操 作 面 (前 面)	点 検 面	屋外・屋上で建築物等と相対する面
第一種配電盤又は分電盤	1.0(操作を行う面が相互に面する場合	0.6(点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。)	1.0
第二種配電盤又は分電盤			2.0
一般の配電盤又は分電盤	1.2)		

(3) 非常電源（自家発電設備）

ア 不燃専用室・機械室等

(ア) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

(イ) 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。

(ウ) 水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。

(エ) 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

(オ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。

(カ) 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。◆

(キ) 自家発電設備である旨の標識が設けられていること。

イ 構造・性能

「自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）」に適合するものであること、
又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。（後段◆）

ウ 保有距離

自家発電設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

（単位：メートル）

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操作面（前面）	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/							
キュービクル式以外のもの	自家発電装置	/	/	/	/	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	0	1.0	/	(1) 3.0
	制御装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/							
	燃料タンク原動機	/	/	/	/	/	(2) 0.6	/	/	/	/	/	/	/

注：（1）3メートル未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火設備とした場合は、3メートル未満にできる。

（2）予熱する方式の原動機にあっては2.0メートルとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間には不燃材料で造った防火上有効な遮蔽物を設けた場合は、この限りでない。

備考：欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

（4）非常電源（蓄電池設備）

ア 不燃専用室・機械室等

（ア）屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

（イ）配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋め戻してあること。

（ウ）水が浸入し、又は浸透するおそれのない構造であること。

（エ）火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

（オ）可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。

(カ) 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。◆

(キ) 蓄電池設備である旨の標識が設けられていること。

イ 構造・性能

「蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）」に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。（後段◆）

ウ 保有距離

蓄電池設備は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

（単位：メートル）

機 器 名		操作面（前面） 保有距離を確保しなければ ならない部分	点検面	換気面	その他の面	周囲	列の相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式のもの	キュービクル式以外のもの	
キュービクル式のもの		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0
キュービクル式以外のもの	蓄電池	/	0.6	/	0.1	/	☆ 0.6	/	/	/	/	/	/	/
	充電装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
備考：欄中の☆は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6メートルを超える場合にあっては、1.0メートル以上離れていること。 欄中の／は、保有距離の規定が適用されないものを示す。														

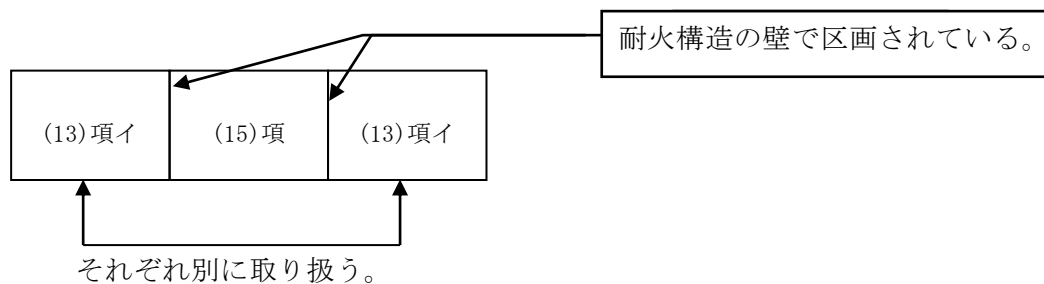
(5) キュービクルについて

ア 「キュービクル式構造の変電設備等の構造基準について（平成 15 年 4 月 1 日付け消第 17 号消防長）」による。（301 ページ参照）

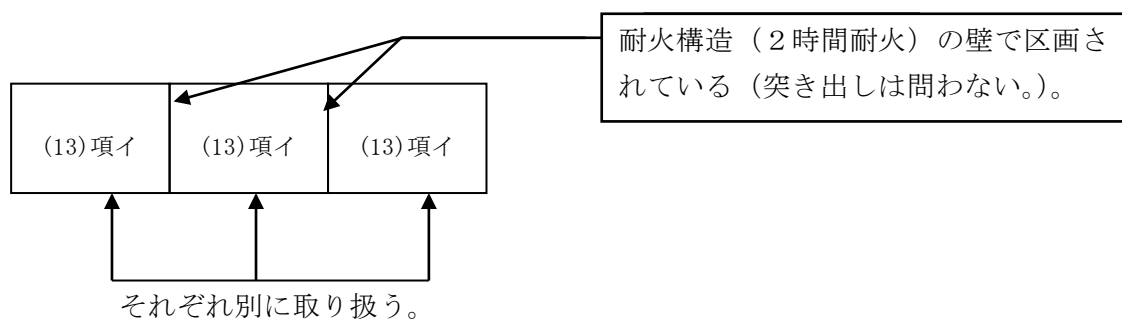
イ 「キュービクル式変電設備等の規格について（平成 16 年 3 月 1 日付け消予第 269 号）」による。

18 区画された駐車場の取扱いについて

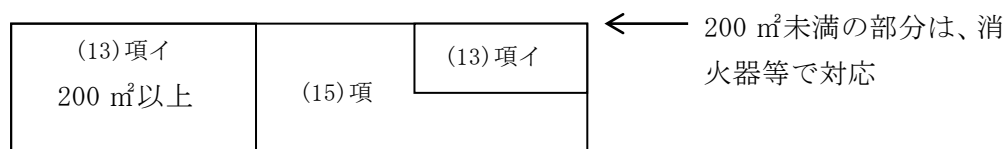
(1) 駐車場と駐車場の間に他用途が存する場合は、それぞれ別に取り扱う。



(2) 耐火構造（2時間耐火）の壁により延焼防止措置がなされている場合は、それぞれ別に取り扱う。



(3) 地階又は2階以上の駐車場で、(1) 又は (2) により別々として取り扱われた、面積（車路含む）200 平方メートル未満の小規模な駐車場は、消火器等で対応する。

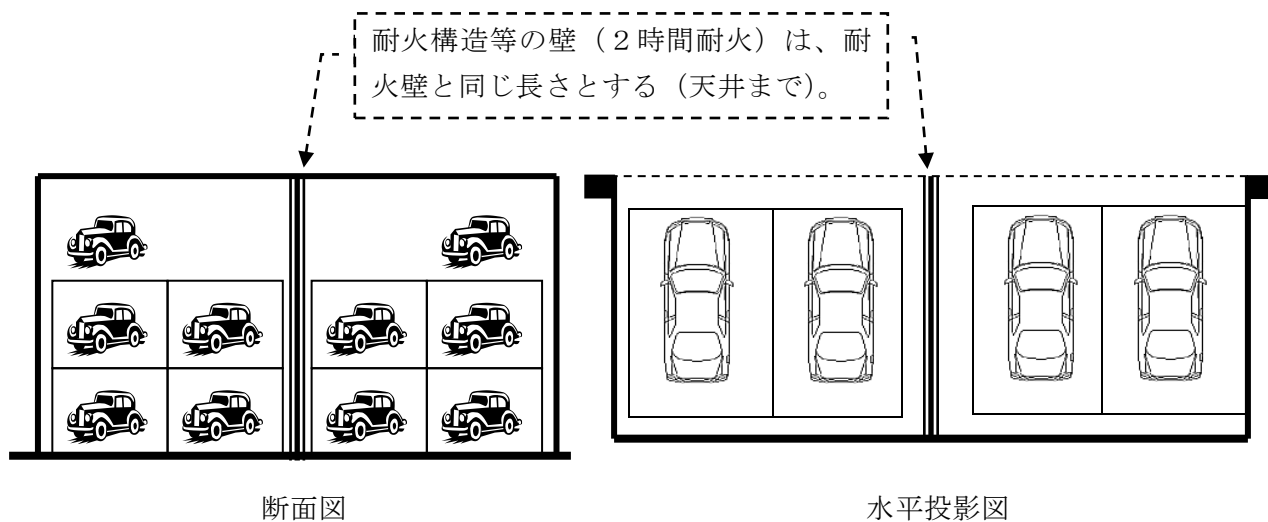


19 政令第13条に規定する「昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの」（以下「機械式駐車装置」という。）について

複数の機械式駐車装置がある場合で、その合計で10台以上収容するものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない（タワーパーキングを除く。）。

(1) 屋内の機械式駐車装置

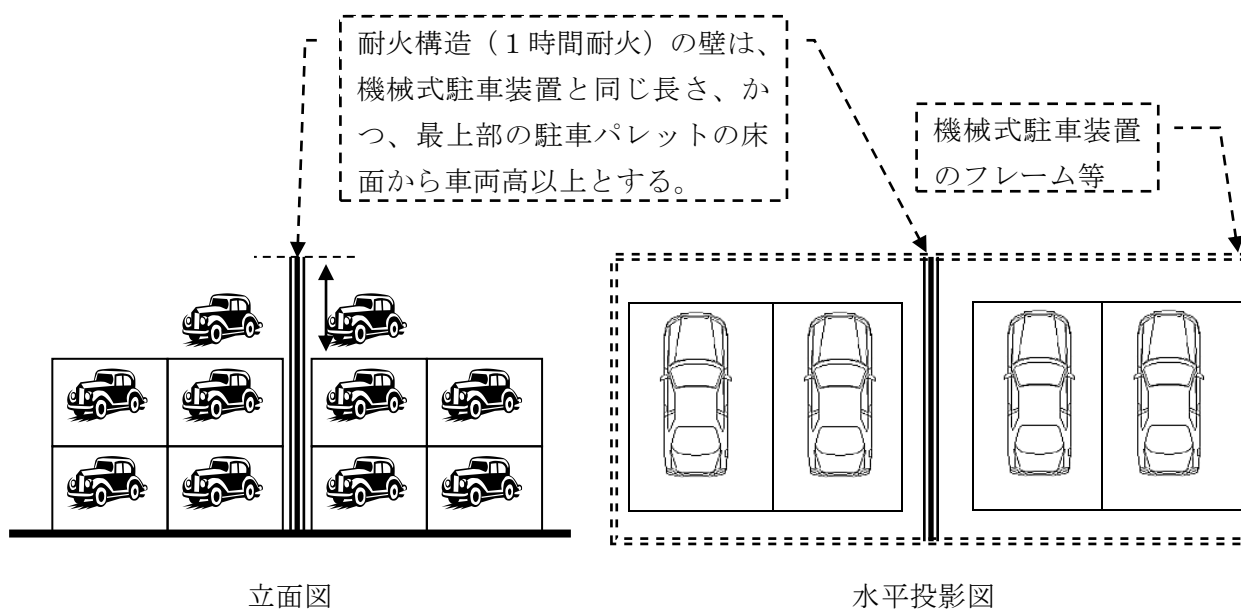
機械式駐車装置から直接屋外へ出られるもので、当該装置相互間を耐火構造（2時間耐火）の壁で有効に区画し延焼防止措置がなされている場合、又は18により別として判断される場合は、それぞれ別に取り扱う。



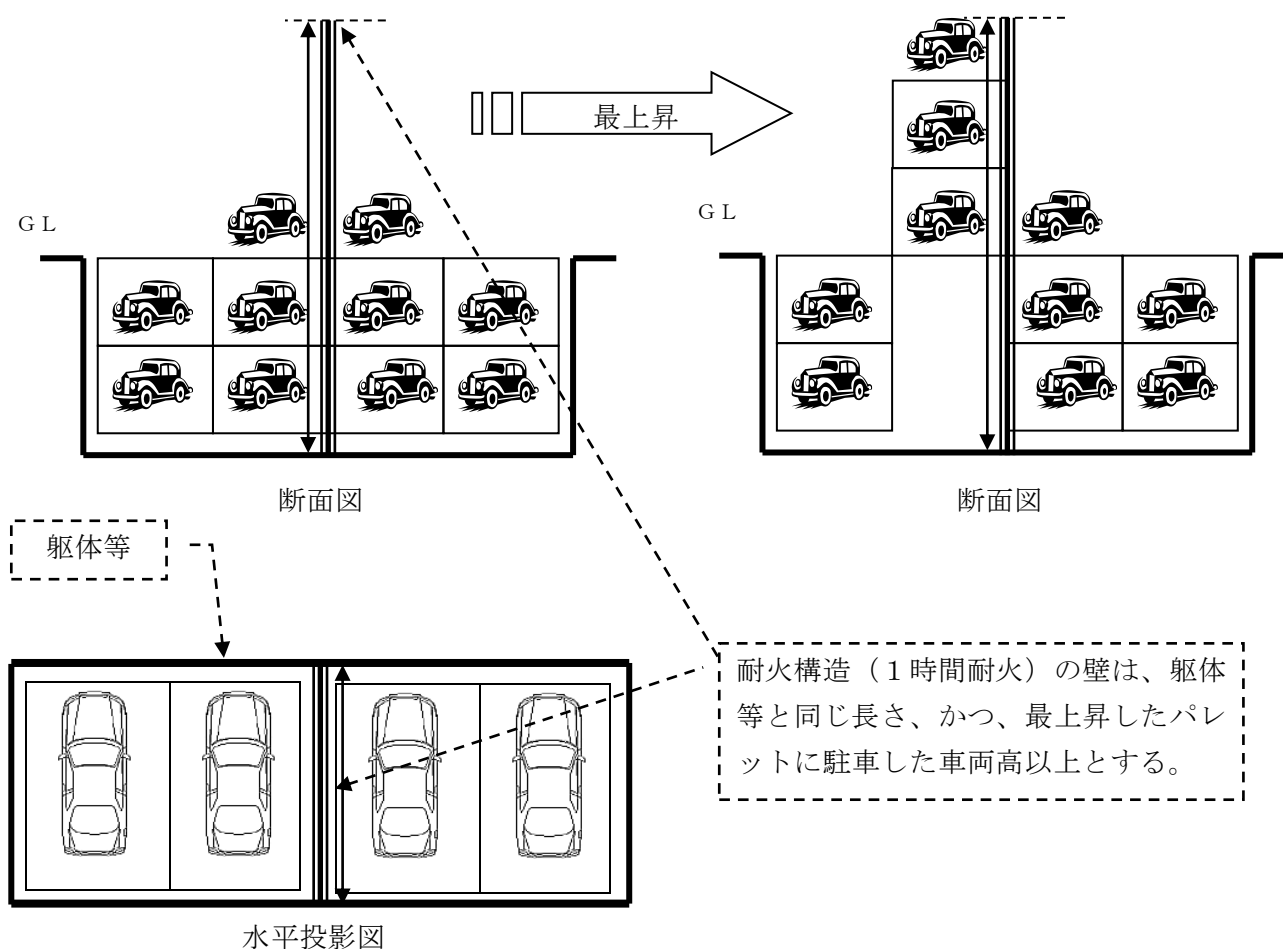
（2）屋外の機械式駐車装置

機械式駐車装置相互間（有効離隔距離1メートルを超える。）が離れている場合、又は当該装置相互間を耐火構造（1時間耐火）の壁で区画した場合は、それぞれ別に取り扱う。

【屋外の地上に設けられた機械式駐車装置】



【屋外の地下に設けられた機械式駐車装置】



20 移動式消火設備とすることができる駐車場等の基準について

- (1) 「多段式の自走式自動車車庫の消防用設備等の設置について（平成 18 年 3 月 17 日付け消防予第 110 号。[改正経過]平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 129 号。）」に適合する自走式自動車車庫
- (2) 「多段式の自走式自動車車庫の消防用設備等の設置について（平成 18 年 3 月 17 日付け消防予第 110 号。）」に適合する四層五段以上の自走式自動車車庫（以下「110 号通知」という。）
- (3) 一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、それぞれ次の通知に適合し、かつ、110 号通知中の 1（2）から（4）までに適合する場合は、省令第 18 条第 4 項第 1 号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び省令第 19 条第 6 項第 5 号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所」として取り扱う。

ア 一層二段の自走式自動車車庫

「一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成 3 年 5 月 7 日付け消防予第 84 号。[改正経過]平成 8 年 10 月 15 日付け消防予第 217 号。）」

イ 二層三段の自走式自動車車庫

「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成 6 年 6 月 16 日付け消防予第 154 号。[改正経過]平成 8 年 10 月 15 日付け消防予第 217 号。）」

ウ 三層四段の自走式自動車車庫

「三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について（平成 12 年 1 月 7 日付け消防予第 3 号。）」

- (4) (1) から (3) まで以外の政令第 13 条第 1 項の規定による屋内の駐車場（地階を除く。）等で、次に掲げる場所については、省令第 18 条第 4 項第 1 号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び省令第 19 条第 6 項第 5 号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取り扱う。

ア 壁面について、次の（ア）及び（イ）に該当する場所

（ア）長辺の一边の全面について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の 2 分の 1 以上が常時外気に直接開放されている場所

（イ）開放面積は当該部分の床面積の 15 パーセント以上となる場所

イ （ア）がクリアされた場合において、ア（イ）の 15 パーセント未満であっても、他の 2 辺に手で開放できる開口部（一の操作で、一边の全面が開放できること。）を合算することにより、開放面積が床面積の 20 パーセント以上、又は煙感知器連動の排煙設備（天井から 0.3 メートル以内にある排煙口（90 度以上開放可能なもの）に限る。）の開口部を合算することにより、開放面積が床面積の 15 パーセント以上となる場所

ウ ア及びイ以外の場合であっても、その他特殊な装置（非常電源付の排煙装置等又は他の装置）を設置することにより総合的に判断し、煙が充満するおそれがない（毎時 5 回以上の排煙能力のある場合に限る。）と認められる場所は、政令第 32 条を適用し、移動式とすることができる。

エ アからウまでのいずれかに該当する場所に設けられた機械式駐車装置で、奥行き 1 台（同時全車出庫可能）、かつ、床面下 1 段以内のもの

オ アからウまでのいずれかに該当する場所に設けられた機械式駐車装置で、奥行き 1 台（同時全車出庫可能）かつ床面上 2 段以内のもの

カ 駐車場以外の用途は、アからウまでによるほか、有効開放面積が当該床面積の 20 パーセント以上で、かつ、開口部が 4 面に平均に分散され、有効に煙を排除できると判断された場合とする。

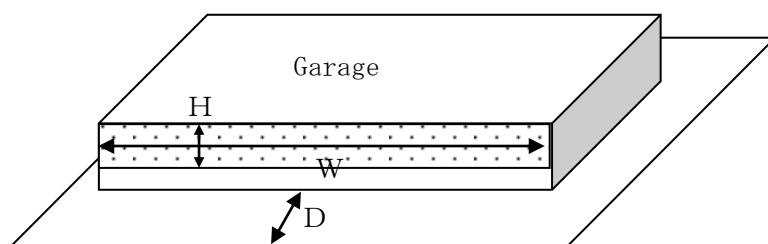
- (5) 周囲の開放は次により算定する。

ア (D) 0.25 メートル以上を有効面とする。

イ 開放面積の計算は、 $(W \times H)$ と $(D \times W)$ の小さい数字で算定する。

※ (D) 0.6 メートル以上は 2 倍読み可能 $(2 D \times W)$ とし、(D) 1 メートル以上あれば $(W \times H)$ とする。

ウ 長辺は（D）0.6メートル以上とする。（2倍読み可能）



21 移動式粉末消火設備の設置について

（１）19に適合する屋内の機械式駐車装置及び屋外の機械式駐車装置（20（４）ア又はイに適合する開放式の工作物に限る。）には、移動式粉末消火設備を次により設置することができる。

ア 全ての車両の直近に容易に到達でき、政令第18条第2号に規定する距離により有効に放射できるよう、各段に消火足場を設置する。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障のないよう次による。

なお、各段に設置しなくても全ての車両に直接有効に放射できる場合には2段ごとに設置することができる。

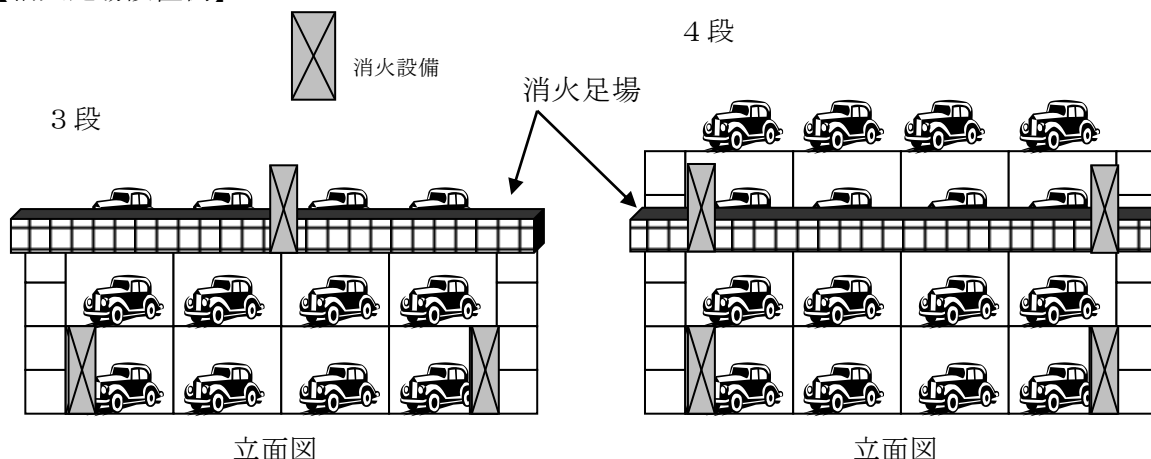
（ア）消火足場の天井の高さはおおむね2メートル以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員は0.6メートル以上とし、柵を設ける等転落防止措置を講じる。◆

（イ）消火足場の各部分から異なる2方向以上の避難経路により地上に避難が可能である。



（ウ）地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、各消火足場の昇降口が同一直線上にないようにする。◆

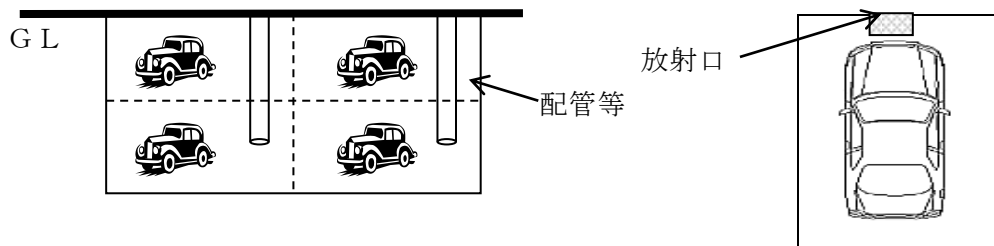
【消火足場設置例】



（２）屋外の機械式駐車装置（開放式の工作物に限る。）のピット部分は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置する。

ア 地下1段部分は、地上から放射できるようノズル放射口等を設置する。◆

イ 地下2段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう配管等を設置する。◆



- (3) 移動式粉末消火設備を自走式自動車車庫等に設置する場合にあっては、消火活動の有効性を考慮し、車路に面して設置すること。また、格納箱に対しガードを設ける等の損傷防止措置を講じること。◆

22 機械式駐車装置（タワーパーキング式）のガス系消火設備の設置について 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の安全対策

(1) 自動式の起動装置は、次による。

ア 一の火災信号は自動火災報知設備の感知器（2種の差動式分布型）から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用設ける感知器（3種の差動式分布型）から制御盤に入る方式とするか、又は、消火設備専用として設けた複数の火災信号が制御盤に入る方式とすること。◆

イ 自動手動切替え装置は、容易に操作できる箇所（0.8メートル以上1.5メートル以下）に設けること。

(2) 放出表示灯等の保安措置は、次による。

ア 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認める場合にあっては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の附置などの措置を講じること。◆

イ 防護区画に隣接する部分にあっては、当該部分に通じる出入口の見易い箇所に、防護区画において消火剤が放出された旨を表示する表示灯を設ける（全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）以外のもの◆）。ただし、次の場所は除く。

(ア) 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした消火剤が滞留するおそれのある地下室、ピット、窪地が設けられていない。やむを得ずピット等（メンテナンスのためにやむを得ず入室することがあるものに限る。）を設ける場合は、防水マンホールや防臭マンホール等を用いるなど流出したガス系消火剤が流入しない措置を講じること。

(イ) 排気装置が設けられている。

(ウ) 排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

(3) 音声警報装置は、次による。

ア 音声による警報装置のみでは、効果が期待できないと認められる場合には、赤色の回転灯を附置すること。◆

イ 防護区画に隣接する部分が非開放である場合にあっては、当該部分についても防護区画で消火剤が放出された旨を有効に報知できるように設けること。◆

ウ 防護区画に隣接する部分に設ける音響警報装置は、音声による警報装置とする。（音声

による警報装置とすることが義務付けられていないもの◆)。

(4) 排気装置は、次による。◆

ア 当該駐車場が道路に面して設けられていない場合は、排気装置を設置すること。

イ 排気装置は、毎時3～5回以上換気を行えるものとする。

23 アーケードについて ◆

(1) アーケードの設置については、「アーケードの取扱いについて（昭和30年2月1日付 国消発第72号 建設省発住第5号 警察庁発備第2号）」により取り扱ってきているところであるが、アーケード設置基準2「道路の一侧又は両側に設けるアーケード（3）屋根ホ」の消火足場の運用については、その取扱いについて次のとおりとする。（平成18年10月20日付 18静消消査第870号）

ア 梁間方向の消火足場を6メートルごとに設け、かつ、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けること。ただし、梁間方向の消火足場を連絡するための桁行方向に幅員0.8メートル以上の消火足場を側面建築物寄りに設け、消防活動上支障ないと認めた場合は、梁間方向の消火足場の間隔を9メートル以下ごとに設けることができる。

イ 桁行方向の消火足場を側面建築物寄りに設けた場合は、側面建築物が建築されていない部分に高さ0.8メートル以上の落下防止用の手すりを設けること。

ウ 梁間方向の消火足場の勾配は4分の1以下とし、5分の1以上の勾配となる場合にあってはすべり止めの措置をすること。

エ 桁行方向の消火足場の床面は、おおむね水平として、かつ、エキスパンドメタルを張る等のすべり止めの措置をすること。

オ 消火足場に段差が生じる場合は、けあげが0.25メートル以下の階段とし、段差の高低差が1メートル以上となる場合、又は階段の勾配が45度以上となる場合は、その部分に高さ0.8メートル以上の手すりを設けること。

カ アーケードを設ける道路から梁間方向の消火足場の位置が容易にわかるような標示を行うこと。

キ 消火足場及びその周囲には、消防活動上支障となる看板、電路、冷房機等を設置又は放置しないこと。

ク 防錆の措置を講じること。

ケ アーケードの両端部分に、地上に避難するための避難器具を各々1個設置すること。